



名寄市長選挙および名寄市議会議員補欠選挙の投票日は4月13日(日)です

任期満了による「名寄市長選挙」および名寄市議会議員欠員による「名寄市議会議員補欠選挙」は4月6日(日)に告示、4月13日(日)に投票が行われます。



投票できる方

- 次の3つの条件を満たし、選挙権の停止中でない方
- ①平成6年4月14日以前に生まれた方
 - ②平成26年1月5日以前に転入届出を済ませている方
 - ③投票日に名寄市に住民登録されている方(転出された方は投票できません)

投票の方法

投票日当日に投票所入場券(ハガキ)を持参し、入場券に記載の投票所で投票してください。

投票所が開く時刻は午前7時ですが、閉じる時刻は投票所によって異なりますのでご注意ください。

なお、投票日当日に投票所に行けない方は、次の方法で投票ができます。

期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭などで出掛ける方は、次の日程で期日前投票ができます。投票所入場券(ハガキ)の裏

問い合わせ

名寄市選挙管理委員会(市役所名寄庁舎1階)
0165432111
(内線3322)

面「宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入し、持参ください。

○市役所名寄庁舎・風連庁舎

4月7日(月)〜12日(土)

8時30分〜20時

○市役所智恵文支所

4月9日(水)〜11日(金)

8時30分〜17時

不在者投票

期日前投票や選挙当日に投票ができない方で、次のいずれかに該当する場合は不在者投票をすることができます。

○身障者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで、一定の条件を満たしている方(自宅などから郵便などで投票ができます。さらに視力などの障害がある場合は、本人に代わって投票用紙に記

○指定された病院や施設などに入院中または収容中の方

○出張や旅行で名寄市にいない方

○身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで、一定の条件を満たしている方(自宅などから郵便などで投票

ができます。さらに視力などの障害がある場合は、本人に代わって投票用紙に記

載をする「代理記載制度」があります)

立候補予定者説明会を開催します

とき

3月20日(木)

・名寄市長選挙 10時〜

・名寄市議会議員補欠選挙 13時30分〜

ところ

市役所名寄庁舎3階会議室(大通南1)

